規則

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十五日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業結合調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十六人以内を置く。 ２　［略］ （下請取引検査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十五人以内を置く。 ２　［略］ （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十一人以内を置く。 ［２～４　略］	（企業結合調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十七人以内を置く。 ２　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十二人以内を置く。 ２　［同上］ （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十人以内を置く。 ［２～４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。